

10月以降、法人の登記申請で株主リストの添付が義務化

平成28年10月1日以降に行われる法人の登記申請の際には、添付書面として『株主リスト』が必要になることが増えます。以下にまとめてみました。

株主リストの添付が必要となる場合

登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合

商号・目的・資本金等定款内容の変更、役員就任等がこれに該当します。

有限会社の場合も同じように適用されます。

株主リストの例（会社法に規定される株主名簿とは少し異なります）

証明書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇株主総会の第〇号議案につき、総議決権数（当該議案につき、議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあっては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は、次のとおりであることを証明します。

① 10名

② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

	氏名又は名称	住所	株式数（株）	議決権数	議決権数の割合
1	A田 B女	東京都千代田区霞が関1-1	60	60	60.0%
2	C田 D男	東京都千代田区霞が関1-2	40	40	40.0%
			合計	100	100.0%
			総議決権数	100	

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

法務省 HP より

今回の改正を機に株主名簿の再点検をしてみてはいかがでしょうか。